

一関地区広域行政組合職員定数条例

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合条例第7号

改正 平成19年3月30日 条例第4号

(職員の定義)

第1条 この条例において「職員」とは、管理者の事務部局に常時勤務する一般職の職員をいう。

(定数)

第2条 職員の定数は、62人以内とする。

(定数外)

第3条 次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数のほかにあるもの（以下「定数外」という。）とする。

- (1) 非常勤職員
- (2) 期間を定めて雇用される職員
- (3) 休職を命ぜられた職員

2 前項第3号の職員が復職した場合において職員の員数が前条の職員の事務部局の定数を超えるときは、その定数を超える員数の職員は、1年を超えない期間に限り、定数外とすることができる。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日条例第4号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。